

津山市財政計画

(中期財政見通し)

平成24年度～平成27年度

平成 24 年 1 月

津 山 市

津山市財政計画について

1 計画の目的

本市の喫緊の課題である土地開発公社改革プランの実施や学校教育施設の耐震化、新クリーンセンター建設事業の実施など、多くの財政負担が見込まれていることに加え、普通交付税算定における合併算定替えの適用期間の終了も間近に迫っており、本市の財政状況はいっそう厳しいものとなることは明らかである。

その状況のなかで財政運営の適正化を図るため、平成22年度までの決算額及び平成23年度の決算見込額をベースとして、平成27年度までの4カ年の収支見通しを明らかにすることで、予算編成や第4次総合計画後期実施計画推進の指針を示すことを目的とする。

2 計画の期間

津山市第4次総合計画後期実施計画（平成24年度～平成27年度）との整合を図り、平成24年度から平成27年度までの4カ年とする。

3 会計の単位

普通会計（一般会計、磯野計記念奨学金特別会計、公共用地取得事業特別会計及び奨学金特別会計）とする。

4 計画策定における想定と目標

- (1) 将来の財政負担が大きい事業については下記のとおり想定し、その財政負担を織り込んだ計画とする。
 - ・ 新クリーンセンター建設は平成27年12月完成、稼働とする。
 - ・ 土地開発公社経営健全化については第三セクター等改革推進債を活用することとし、平成24年度末に実施する。
- (2) 第4次総合計画後期実施計画主要事業に充当する一般財源を各年度あたり13億円程度とする。
- (3) 合併特例事業については特例債の活用を考慮し、平成26年度までの特例期間中に一定程度の前倒しを行い将来の財政負担の軽減を図る。
- (4) 第9次行財政改革実行計画の推進により、経常経費の削減に努める。

歳入歳出の試算について

1 歳入の推計について

(1) 市税

市民税は個人、法人ともに景気動向に左右されるものであるが、平成23年度決算見込みをベースに将来推計人口を加味して推計する。

固定資産税は、家屋については3年毎の評価替えの影響を7%、その他の年を3%と推計、土地については評価替えの影響を0.4%と推計する。

また、市民税、固定資産税については、企業誘致活動の推進による企業の立地を見込んだ推計とする。

(2) 地方譲与税・各種交付金

地方譲与税、利子割交付金等は、平成24年度以降は平成23年度決算見込額で据置きとする。

自動車取得税交付金に係る地方特例交付金は23年度で終了となるため、平成24年度以降の自動車取得税交付金を一定額見込む。

(3) 地方交付税

普通交付税について、基準財政需要額算入公債費は積上げにより推計する。その他の個別算定経費、包括算定経費については、県参考指標により平成24年度は1.2%、その後は据置きとする。

基準財政収入額は、市税等の見込みをベースに算定する。

合併算定替適用期間の終了に伴う経過措置は、平成27年度10%を反映する。

特別交付税については11億円を据置き推計を行う。

(4) 国・県支出金

現時点で見込み得る額を据置くものとする。

(5) 繰入金

財政調整基金については、財源の過不足額を明確に示すために繰入れないものと想定し、減債基金についてはルール分のみ繰入れを行うものとする。

都市基盤整備事業基金、エコプラザ整備基金については、新クリーンセンター建設事業の財源として一部を繰入れるものとする。

(6) 市債

臨時財政対策債は、平成23年度決算見込額を据置くものとする。

(7) その他

使用料・手数料については平成23年度決算見込をベースとし、平成26年度には3年毎の見直し効果2%を加味して推計する。

その他の一般財源については、平成22年度決算、平成23年度決算見込をベースに推計を行うものとする。

歳入歳出の試算について

2 歳出の推計について

(1) 人件費

定員適正化計画をベースに、その実施状況を踏まえて推計する。

(2) 扶助費

平成23年度決算見込をベースに毎年度の伸びを2%で見込み、将来推計人口による補正を加味して推計する。子ども手当については、平成23年10月制度改正の内容を反映し、平成24年度以降は将来推計人口による補正を加味して推計する。

(3) 公債費

新発債の借入れ利率を1.2%（政府資金は0.6%）で見込み、個別積算により推計する。また、平成24年度までの公的資金補償金免除繰上償還の実施を見込み、その財源としては借換債を発行するものとして効果額を推計する。

(4) 物件費・維持補修費

平成23年度決算見込みをベースに推計する。平成24年度は、当初予算編成時のマイナスシーリングの効果を見込み3%、その後は、県参考指標に基づく物価上昇率0.6%に行革による効果（物件費1%、維持補修費0.6%）を見込む。

(5) 補助費等

平成23年度決算見込をベースに推計する。3年毎の補助金見直し効果を3%で見込む。

一部事務組合については、平成23年度決算見込をベースに積上げにより推計するものとし、後期実施計画に計上された事業の実施や起債償還による歳出の増減を加味して推計する。

(6) 普通建設事業費

平成23年度は決算見込により推計する。平成24年度以降は後期実施計画に計上されている主要事業費を加味して推計する。

(7) 投資及び出資・貸付金・積立金

それぞれ現時点で見込み得る額の積上げにより推計する。

(8) 繰出金

各会計ごとの個別積算により推計する。各公営企業はそれぞれの収支計画に基づき積算する。その他事業会計は、平成23年度決算見込をベースに推計を行う。介護保険給付費、後期高齢者医療療養給付費に係る繰出金については、扶助費同様将来推計人口を加味した推計とする。

歳入歳出の試算について

3 計画期間中の特殊要因について

(1) 第4次総合計画後期実施計画の実施による影響

第4次総合計画の後期実施計画（平成24年度～平成27年度）への採択が想定される事業について、本計画の歳入歳出の試算に反映し推計を行う。

想定する後期実施計画主要事業充当一般財源は下記のとおりである。

(単位 百万円)

性質別	中期実施計画	後期実施計画			
	23年度 内示	24年度	25年度	26年度	27年度
物件費	184	240	178	242	191
扶助費	49	143	152	152	152
補助費等	607	179	210	215	132
うち一部事務組合	148	34	71	53	6
普通建設事業費	700	792	733	846	515
繰出金	29	33	28	28	28
その他	9			2	2
合計	1,578	1,387	1,301	1,485	1,020

合併後10年間の財政措置として、市町村新市建設計画に基づく特に必要な事業の経費に合併特例債（充当率95%、元利償還金に対する交付税算入70%）を充当できるとなっており、平成26年度までこの財政措置が受けられる。

合併特例債の充当が可能な大規模事業は、平成26年度までに実施できるよう一定程度の事業前倒しを想定する。

そのため、平成24年度から平成26年度においては、平成20年度策定の財政計画で目標としていた普通建設事業費充当の市債発行額30億円以内を大幅に超える状況での推計としている。なお、平成27年度以降については、大幅に縮減を図るものとする。

第4次総合計画後期実施計画主要事業充当地方債

(単位 百万円)

	24年度	25年度	26年度	27年度
過疎対策事業債	137.4	108.7	70.0	65.0
過疎対策事業債(ソフト)	6.2	6.2	6.2	6.2
合併特例債	2,905.0	3,900.2	4,729.9	0.0
財源対策債(公共事業等債)	119.8	100.0	55.4	58.1
地方道路等整備事業債(特定分)	86.1	65.0	59.7	71.9
地方道路等整備事業債(財対分)	17.0	12.9	11.8	14.2
一般廃棄物処理事業債(単独分)	90.0	15.0	30.0	30.0
地域活性化事業債	226.9	0.0	0.0	0.0
防災基盤整備事業債	17.8	17.8	31.3	31.3
国の予算等貸付金債	3.6	3.7	7.9	8.5
その他事業債	384.6	446.4	510.4	504.6
第三セクター等改革推進債	10,000.0	0.0	0.0	0.0
普通会計分合計	13,994.4	4,675.9	5,512.6	789.8
水道事業分(簡水債、過疎債含む)	20.0	496.2	579.2	531.2
下水道事業分(過疎債含む)	1,010.4	1,068.0	1,024.0	927.0
圏域消防組合事業分	147.8	364.2	388.3	45.9
資源循環施設組合事業分	31.3	60.0	60.0	90.0
主要事業合計	15,203.9	6,664.3	7,564.1	2,383.9

大規模な合併特例事業としては、小中学校施設耐震補強等事業、津山東公民館整備事業、ときわ園整備事業、井口公園事業、給食施設整備事業などを想定し、歳入歳出の推計を行うこととする。

歳入歳出の試算について

(2) 土地開発公社改革プランの実施による影響

土地開発公社経営健全化については、その最終スキームの構築を行っているところであり、今後土地開発公社理事会及び市議会での審議を経て決定することとなるが、本計画では第三セクター等改革推進債の活用による解散を想定する。

また、具体的な発行条件についても、今後国・県との協議の中で決定していくこととなるが、土地開発公社の債務整理のための第三セクター等改革推進債の発行額を100億円、償還期間は30年を目指すものとする。

解散後、市が引き継ぐ津山産業・流通センター用地は引き続き企業誘致活動による分譲を進め、得られた土地販売収入は第三セクター等改革推進債の繰上償還に充てることで後年度の償還に係る財政負担を軽減することとなるが、不確定要素も多いため繰上償還は見込まない推計とする。

第三セクター等改革推進債 償還予定額

	元金	利子	計	必要一財
25年度	333	199	532	532
26年度	333	192	525	525
27年度	333	185	518	518
28年度	333	179	512	512
29年度	333	172	505	505
30年度	333	165	498	498
31年度	333	159	492	492
32年度	333	152	485	485
33年度	333	145	478	478
34年度	333	139	472	472
35年度	333	132	465	465
36年度	333	125	458	458
37年度	333	119	452	452
38年度	333	112	445	445
39年度	333	105	438	438

(単位 百万円)

	元金	利子	計	必要一財
40年度	333	99	432	432
41年度	333	92	425	425
42年度	333	85	418	418
43年度	333	79	412	412
44年度	333	72	405	405
45年度	334	64	398	398
46年度	334	58	392	392
47年度	334	51	385	385
48年度	334	44	378	378
49年度	334	38	372	372
50年度	334	31	365	365
51年度	334	24	358	358
52年度	334	18	352	352
53年度	334	11	345	345
54年度	334	4	338	338
	10,000	3,050	13,050	13,050

推計の条件設定

第三セクター等改革推進債

- ・ 借入額100億円 借入利率2.0% 償還期間30年

歳入歳出の試算について

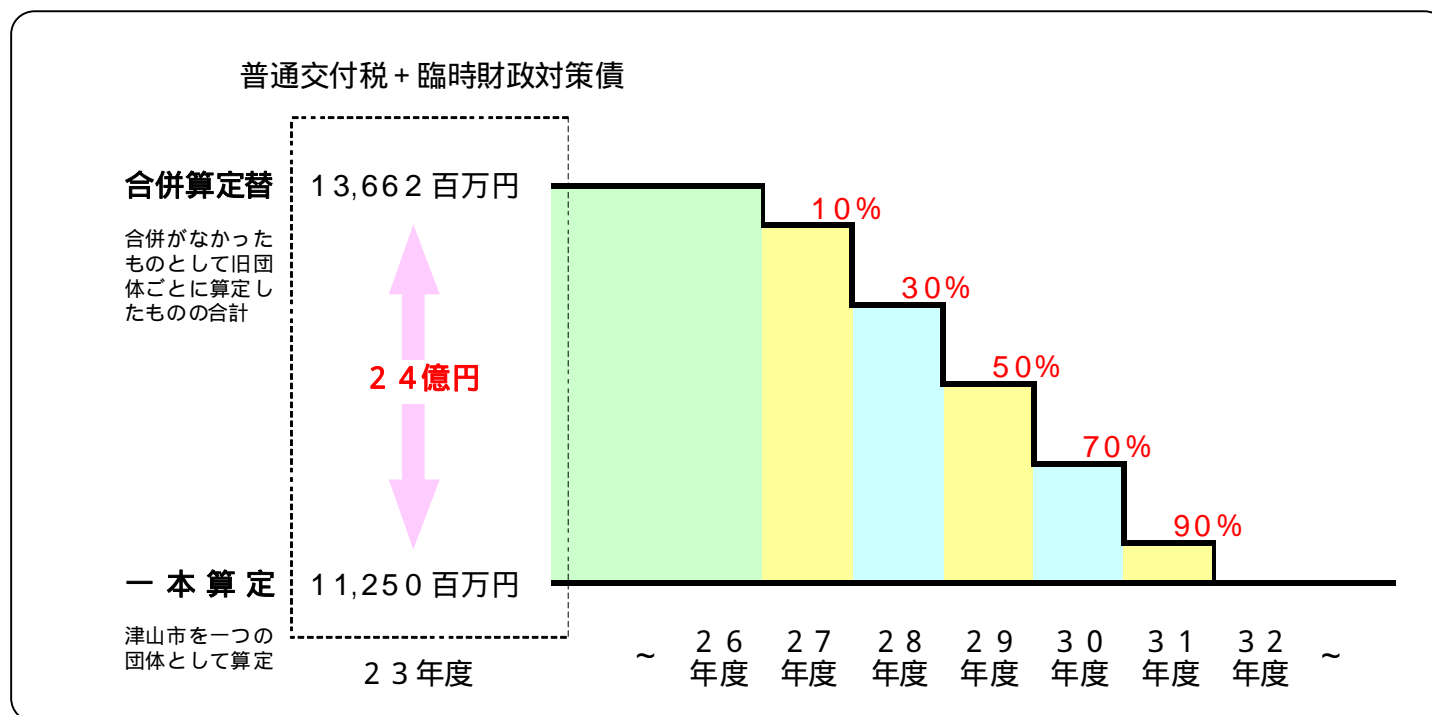
(3) 普通交付税合併算定替適用期間終了の影響

普通交付税の算定において、合併後10年間は合併がなかったものとして旧団体ごとに算定した額が保障されることとなっており、平成26年度まではこの特例を受けることができる。

また、その後の5年間（平成27～平成31年度）については激変緩和措置がとられることとなっている。

イメージは下図のとおりである。

平成23年度の算定を例にすると、合併算定替と一本算定では、普通交付税 + 臨時財政対策債あわせて24億円の差異があり、平成27年度以降大幅な収入減となる見込であり、これに基づき歳入の推計を行うものとする。



収支見通しシミュレーション(一般財源ベース)

1 収支の状況

歳入の内訳

(単位 百万円, %)

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	決算見込	増減率	計画額	増減率	計画額	増減率	計画額	増減率	計画額	増減率
市 税	12,838	3.2	12,456	3.0	12,634	1.4	12,901	2.1	12,655	1.9
地方交付税	12,749	3.5	12,455	2.3	12,873	3.4	12,711	1.3	12,590	1.0
そ の 他	6,154	6.0	4,547	26.1	4,361	4.1	4,353	0.2	4,286	1.5
(再掲) 普交+臨財債	13,662	6.8	13,355	2.2	13,773	3.1	13,611	1.2	13,470	1.0
歳入合計	31,741	3.9	29,458	7.2	29,868	1.4	29,965	0.3	29,531	1.4

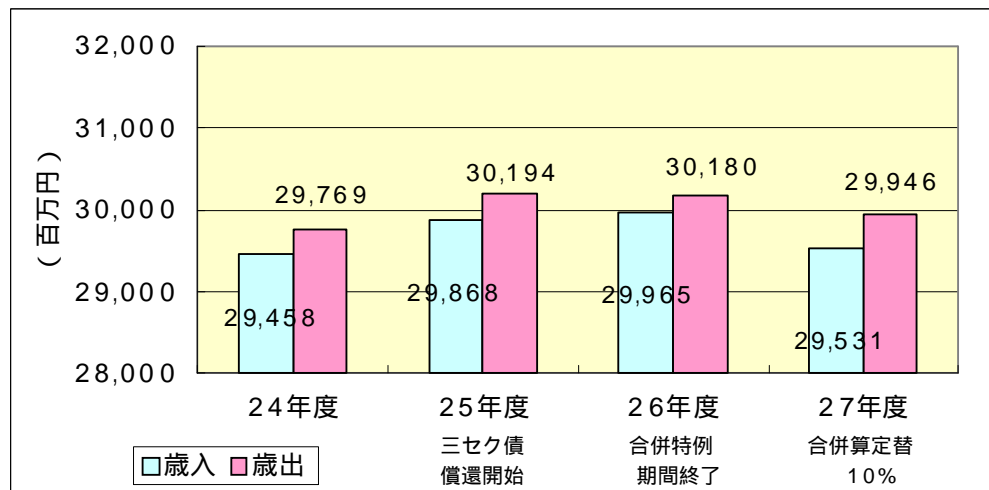
歳出の内訳

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	決算見込	増減率	計画額	増減率	計画額	増減率	計画額	増減率	計画額	増減率
義務的経費	15,678	2.5	15,407	1.7	16,074	4.3	15,947	0.8	16,229	1.8
うち人件費	7,089	4.3	6,633	6.4	6,817	2.8	6,787	0.4	7,134	5.1
うち扶助費	2,810	3.5	2,901	3.2	2,931	1.0	2,961	1.0	2,992	1.0
うち公債費	5,779	0.2	5,873	1.6	6,326	7.7	6,199	2.0	6,103	1.5
消費的経費	8,360	5.0	7,801	6.7	7,721	1.0	7,739	0.2	7,544	2.5
投資的経費	1,396	26.3	1,019	27.0	960	5.8	1,073	11.8	908	15.4
そ の 他	5,740	9.0	5,542	3.4	5,439	1.9	5,421	0.3	5,265	2.9
歳出合計	31,174	0.9	29,769	4.5	30,194	1.4	30,180	0.0	29,946	0.8

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
過不足額 (歳入 - 歳出)	567	311	326	215	415
	24年度～27年度 (4カ年)		1,267		

収支見通しシミュレーション(一般財源ベース)

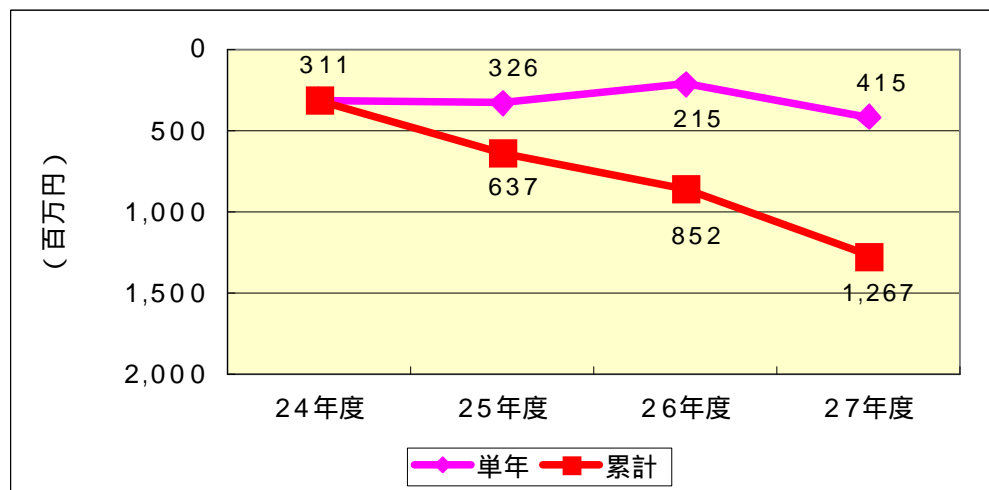
収支の状況



平成24年度は、予算要求時にマイナスシーリングを設定するなど徹底的な経常経費の削減を図る一方で、地方財政対策の見直しや国勢調査人口の減少等による地方交付税等の大幅な減額や市税収入の落ち込みなどにより財源不足が見込まれる。

平成25年度は、企業誘致等による市税の一定の伸び、基準財政需要額算入公債費の増による普通交付税の伸びが見込まれることや経常経費の削減の効果などがあるものの、土地開発公社経営健全化のために発行する第三セクター等改革推進債の償還に係る財政負担が始まることにより、収支は若干悪化する見込である。

収支不足額の推移



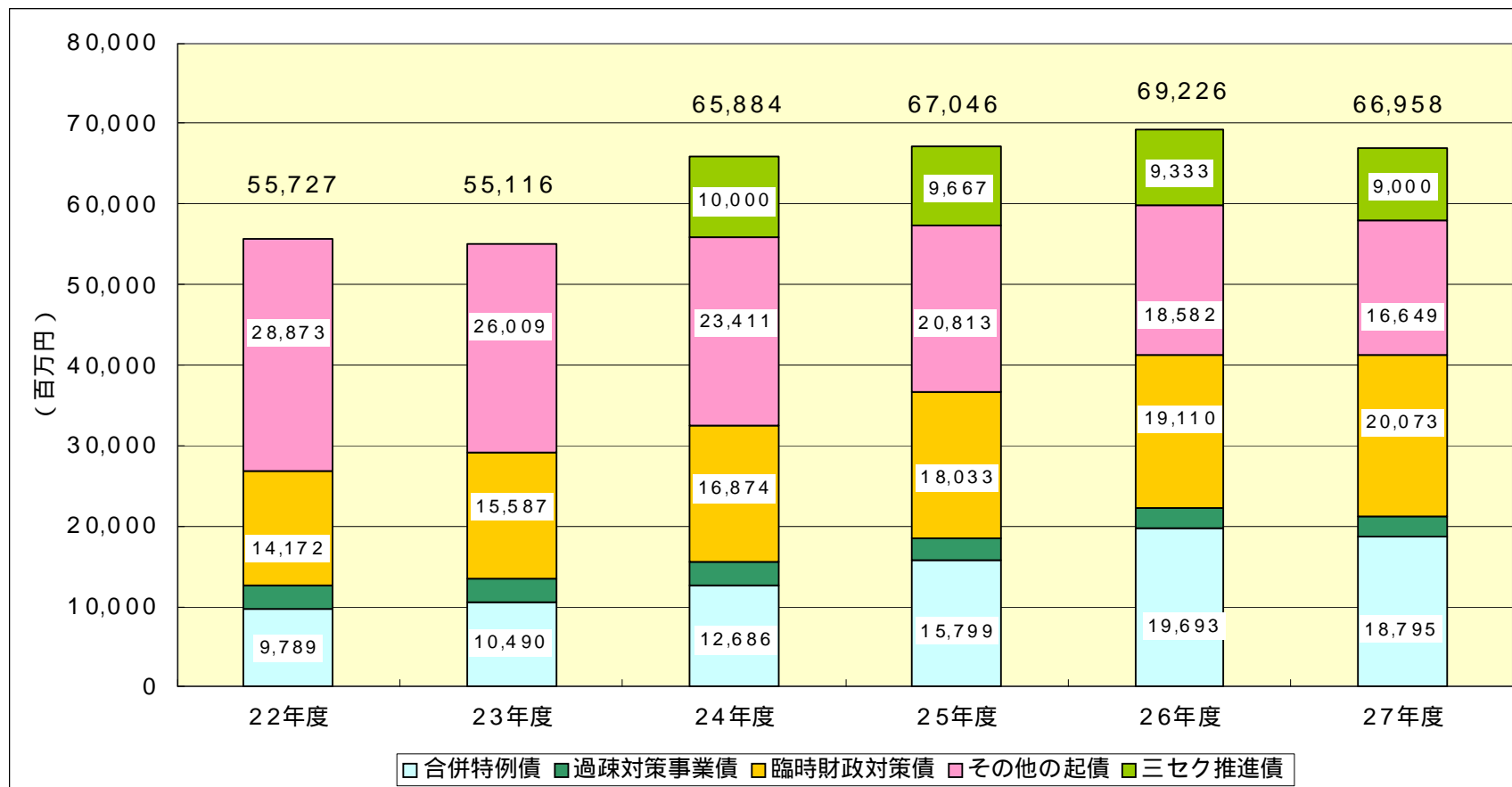
平成26年度は、継続して取組む経常経費の削減の取組みに加え、歳入面では市税の伸び、歳出面では既発債にかかる公債費の減などにより、収支は改善の方向に向かう。

しかし、平成27年度以降は合併特例期間の終了に伴い、地方交付税等が逡減されることから、継続的な歳出削減を図るものの収支は若干悪化する。

収支見通しシミュレーション(一般財源ベース)

2 主な財政指標等の状況

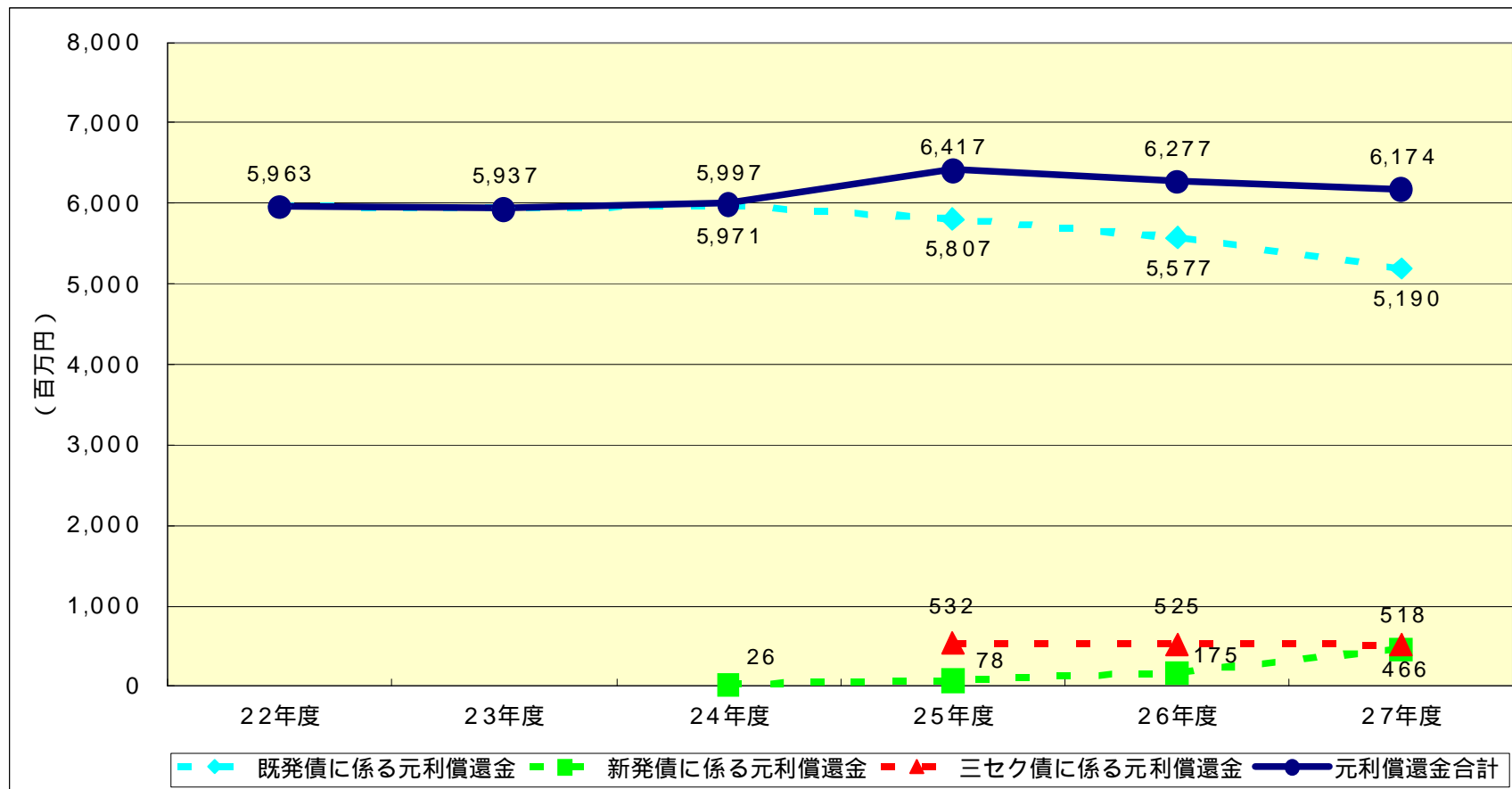
(1) 地方債残高の推移



平成22年度末の地方債残高は55,727百万円であるが平成24年度以降の第三セクター等改革推進債の発行、後期実施計画主要事業の大規模事業に係る起債の発行の影響もあり地方債残高は平成26年度末に692億円程度になることが予想される。計画最終年度の平成27年度末では66,958百万円(第三セクター等改革推進債を除くと57,958百万円)となる見込である。

収支見通しシミュレーション(一般財源ベース)

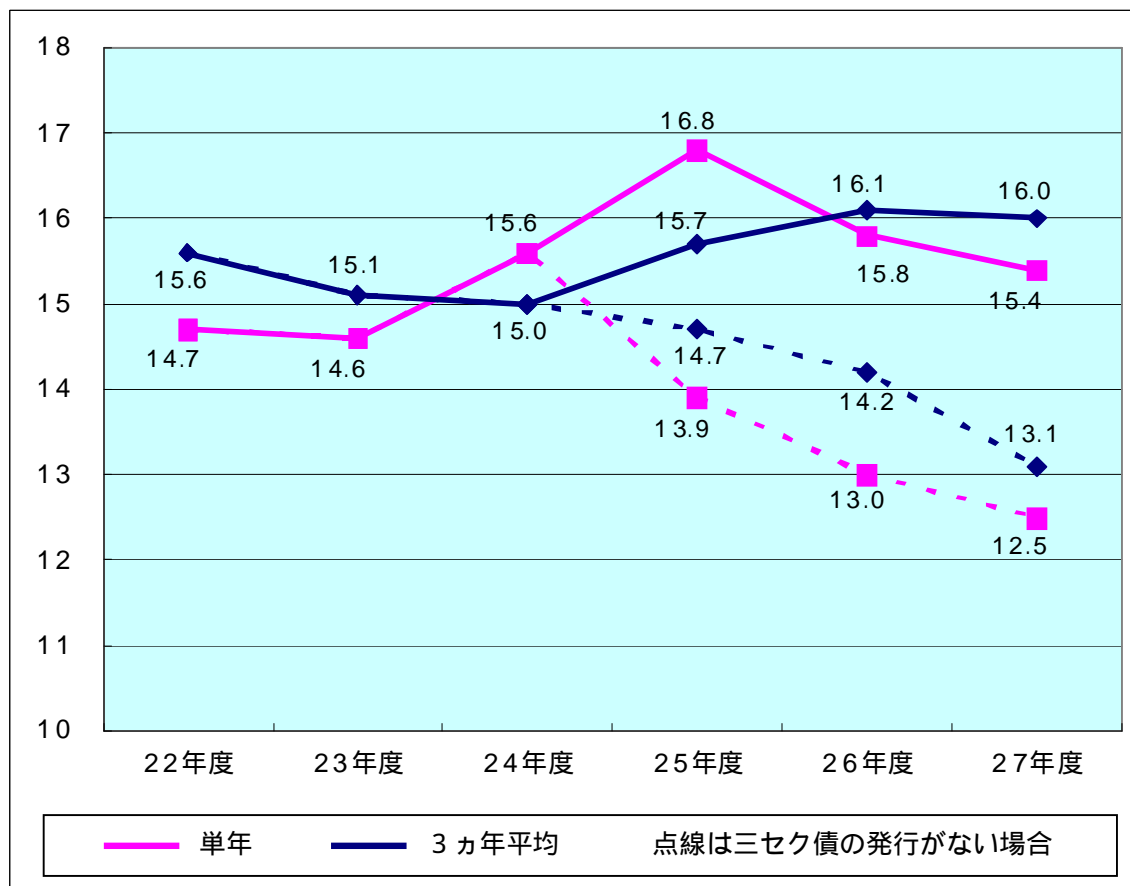
(2) 地方債償還額の推移



平成22年度の地方債償還額は5,963百万円であり、既発債(平成22年度までに発行した起債)に係る償還額のピークは平成24年度の5,971百万円となっている。平成24年度に発行する第三セクター等改革推進債の償還の開始により、平成25年度に起債償還額は増加するが、その他事業に係る起債の償還について、新発債に係る償還額の増加額が既発債に係る償還額の減少額よりも少ないため、平成26年度以降の起債償還額は全体として減少していく見込みである。

収支見通しシミュレーション(一般財源ベース)

(3) 実質公債費比率の推移

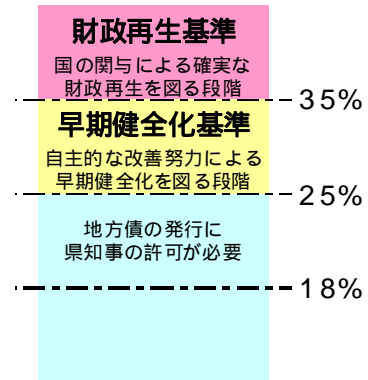


平成24年度は既発債（平成22年度までに発行した起債）の償還額のピークがあること、また税収の落ち込みによる標準財政規模の縮小により実質公債費比率の単年数値は上昇する見込みである。

平成25年度以降は既発債の償還額が減少に転じるが、第三セクター等改革推進債の償還が始まることで実質公債費比率は上昇する見込みである。

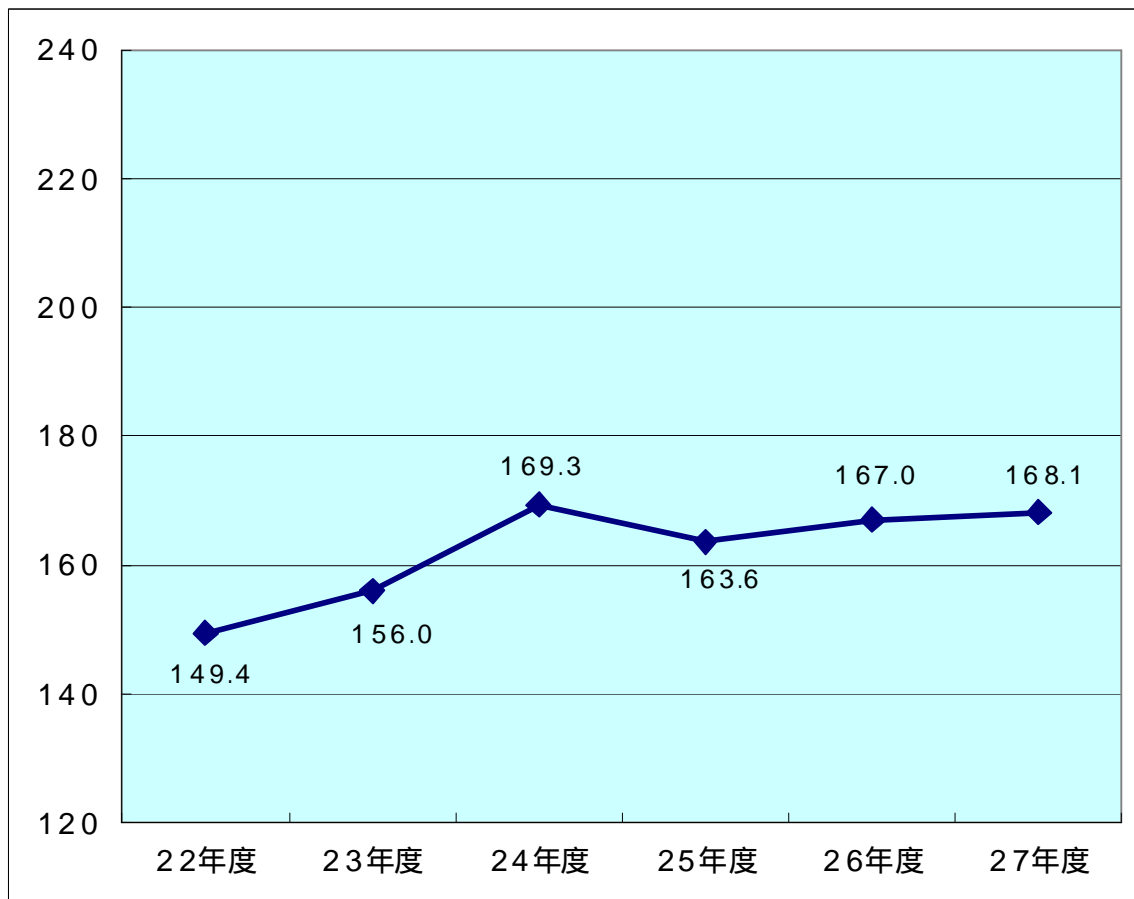
平成24年度からの後期実施計画主要事業で、普通建設事業債の発行額40～55億円程度を見込むが、交付税算入の多い合併特例債が中心であり、実質公債費比率への影響は少ない。

実質公債費比率の健全化判断基準



収支見通しシミュレーション(一般財源ベース)

(4) 将来負担比率の推移



平成23年度は地方債現在高等の将来負担額は減少するが、財政調整基金の多額の取り崩しが見込まれるなど充当可能財源も減少し、将来負担比率は上がる見込である。

平成24年度は土地開発公社改革プランの実施により設立法人の負債額等負担見込額が大幅に減少するものの、第三セクター等改革推進債の発行により将来負担額は増加する。

平成26年度以降は第三セクター等改革推進債の償還、起債発行の減による地方債現在高の減少など将来負担額は減少していくが、標準財政規模も縮小傾向にあり、将来負担比率はほぼ横ばいの推移となる見込である。

将来負担比率の健全化判断基準

早期健全化基準

自主的な改善努力による
早期健全化を図る段階

350%